

第2回美里町総合教育会議議事録

日 時 平成28年8月17日(水曜日)午後2時開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会委員長	後 藤 眞 琴
教育委員会委員	成 澤 明 子
教育委員会委員	千 葉 菜穂美
教育委員会教育長	佐々木 賢 治
(欠席)教育委員会委員	留 守 広 行

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	伊 勢 聡
総務課秘書室総合調整係長	伊 藤 博 人

意見聴取者

教 育 次 長	須 田 政 好
兼 教 育 総 務 課 長	
教育総務課長補佐	早 坂 幸 喜

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町いじめ防止基本方針(案)について

第4 その他

第5 閉 会

午後2時 開会

日程第1 開会

総務課長（伊勢 聡） 皆様、こんにちは。本日は御多忙のところ御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、平成28年度第2回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

本日は、留守委員が所要のため欠席するとの連絡をいただいておりますので、御了承願いたいと思います。

日程第2 挨拶

総務課長（伊勢 聡） それでは、初めに相澤町長から御挨拶を申し上げます。

町長（相澤清一） どうも皆様、大変御苦労さまでございます。きょうは、後藤教育委員長さんを初め、教育委員の皆様におかれましては御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。盆明けということで、本当にこういうふうな会議でございますけれども、台風も過ぎ去って、非常に本町では大きな災害もなく安堵しているところでございます。そういう面では今年度は本当に災害がなく、順調に執行を進めていると、そういうふうな形でございます。

皆様方には、本当に教育行政に関しまして御尽力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

本日は、教育委員会から総合教育会議の開催依頼に基づきまして、美里町いじめ防止基本方針（案）を議題といたしまして議論を進めてまいりたいと思っております。

この美里町いじめ防止基本方針につきましては、平成27年度に開催された第3回美里町総合教育会議で案の内容について御説明をいただいたところでございます。本日、その後の調整経緯も含めまして御説明いただきたいと思いますと思っております。議論を尽くしながら、よいものができますように皆様の御協力をお願い申し上げます。

簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） 続きまして、後藤教育委員長から御挨拶をお願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） 皆さん、こんにちは。

きょうの総合教育会議では、美里町いじめ防止基本方針（案）について協議することになっています。美里町いじめ防止基本方針を策定することによりまして、美里町の学校においてい

じめを防止することや早期に発見することに各学校一丸となってより一層努め、またいじめが発見され通報を受けた場合には、速やかに適切な措置がとられるようになると期待しています。

なお、町長にお示ししました美里町いじめ防止基本方針（案）は、誤字・脱字等を訂正しないままになっていて読みにくいところもあったかと思いますが、まことに申しわけありませんでした。

きょうはよろしく願いいたします。

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

初めに、本日の議事録署名委員を選出するについて、事務局のほうからお諮りさせていただきます。

本日の会議における議事録の署名につきましては、本来であれば留守委員、千葉委員でございますが、本日は留守委員が欠席とのことでございますので、後藤委員長、千葉委員にお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

日程第3 協議事項

総務課長（伊勢 聡） 次に、次第の3、協議事項に入ります。

本日の協議事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項及び美里町総合教育会議設置規則第4条第2項の規定により、平成28年8月5日付で教育委員会から依頼のありました美里町いじめ防止基本方針（案）についてであります。

この方針案について、教育委員会から御説明をお願いいたします。教育委員長。

教育委員長（後藤眞琴） その前に、訂正箇所を教育次長から説明させていただきます。

総務課長（伊勢 聡） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、教育委員長の開会の冒頭の挨拶にもありましたように、誤字・脱字を訂正しないままに提出しまして大変申しわけありませんでした。

目次のところで2カ所ほどあります。明らかに大きな間違いでございました。ローマ数字の、大きい2番目ですが、町及び教育委員会が実施する施策の3、「町及び学校の設置者（教育委員会）取組む主な施策」とありますが、これはページでいいますと5ページをお開きください。大きいローマ数字の1、2、3、と5ページにございますが、この5ページの下に3、「町及び教育委員会が取組む主な施策」とあります。この「町及び教育委員会が取組む主な施

策」が正しい表記でございます。目次のほうが誤りでございますので、5ページのように3、「町及び教育委員会が取り組む施策」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それからまた、もう1つ大きな間違いが、目次でございます。ローマ数字、学校が実施すべき施策の漢数字の3で学校におけるいじめ防止等に関する取組の(4)「業法モラル」とありますが、これは「情報モラル」の間違いでございます。「情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応」というふうに修正をお願いします。この箇所につきましては大きな間違いでありました。

それから、2ページ以降、本文の中では、「てにをは」の部分で読みにくい部分がございますが、そちらのほうの文言整理につきましては教育委員会のほうでさせていただきたいと思えます。内容については変わるものございません。以上でございます。

総務課長(伊勢 聡) それでは、資料説明につきましては、教育長。

教育長(佐々木賢治) 資料説明について、再度行えばいいところではありますが、先ほど町長さんの挨拶の中にもございましたとおり平成27年度の総合教育会議の場でも説明させていただいております。その後、町長さんのほうで、この基本方針案をごらんになっていただいたわけではありますが、きょう説明をするとまた時間がかかりますので、町長さんがごらんになって不明な点等がございましたらばきょうお話しただいて、私のほうでお話しさせていただきたいのですがいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

総務課長(伊勢 聡) それでは、ただいま教育長からお話がございましたとおり、資料の説明につきましては、以前に説明を町長のほうで受けているということで、この場での説明は省くということでございますので、了承したいと思います。

それでは、町長のほうからこのいじめ防止関係につきましての質問等がございましたらお願いしたいと思います。

町長(相澤清一) 私も目通しさせていただきました。何点かちょっと私もわからない点があるので教えていただきながら、共通理解を深めていきたいと思えますので、的を射た質問になるかどうかわかりませんが、その辺お聞かせいただきたいと思っております。

最初に、美里町いじめ防止基本方針(案)についての4ページ目でございますけれども、一番下の関係機関との調整について、(5)番目の関係機関との連携についてのところでございますけれども、警察や児童相談所との連携については想像できますけれども、医療機関や法務局との連携が必要な場合は、どのようなことを想定しているのか。また、現在そういうふうな連携の体制は既に整っているのかどうか。そこをまず説明をお聞きしたいと思います。お聞き

しながら、数点ありますので、その辺お聞かせいただければありがたいなと思っております。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） ただいまの御質問であります。医療機関、それから法務局などとの連携が必要な場合というのはどういう意味かという具体的なことがあれば御説明してほしいということですが、これはいじめ等についての教育相談等がございます。そのときに、その事案によって、いわゆるいじめるほうもいじめられるほうも、例えば心療内科という精神科医がございまして、そういった精神的な面で疾患を有しているのかどうか。いわゆる発達障害とかそういったことがございますので、そういったことが原因となっていじめに及んでいるのかどうか。そういった根本的なものを、やはり私たち素人では判断できませんので、その事案によっては医療機関に相談をして、どういうふうに対応していくのか協議していくと。

それから、法的な機関ですけれども、これは犯罪になるのかならないのか、やはりその辺をきちっと押さえて対応していかないと、特に根の深いものなんかはそうなんですけれども、早期発見・早期解決に向けて、その辺をきちっと押さえておく必要があるだろうということで、警察ももちろん入っていますけれども、法的な機関等々への相談も、その教育相談の実施に当たり必要性が出てくるのかなということがございます。

なお、4ページの下のほうに教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関や法務局など云々と書かせていただいております。

それから、2点目の教育委員会としてそこまで、もう関係機関に体制をとっているのかという御質問でしたが、まだいろんな附属機関がありますけれども、そこまでの体制には至っておりません。これから美里町いじめ問題対策連絡協議会とか美里町いじめ防止対策委員会、仮称でありますけれども、そういったものを立ち上げる中で、今の部分なども当然関連してくると思います。以上でございます。

町長（相澤清一） わかりました。

その上の4番目についてちょっとお聞きしたいと思います。

地域や家庭との連携が非常に大事でございますけれども、これらの体制は構築されているのかどうか。その辺の動きがしっかりと今出ているのかどうか。早急に、その辺はもし出ているのであれば対応してほしいと思っているのですけれども、どういうふうな形でその辺の体制を整えるのかとか、その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） 現段階で教育委員会そのものとして地域家庭との連携のあり方をどう

すべきかと、そういった協議はしてございません。

それで、今年度から青少年教育相談員、学力向上専門指導員、昨年度まで兼務でありましたけれども、この青少年教育相談員は兼務の辞令をつきまして青少年教育相談員を設置しましたので、徐々にこの相談員を中心に対応して検討していかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

なお、地域、特に家庭との連携につきましては、学校が主体となって、特にすぐ教育委員会がそこに行き対応するのではなくて、やはり学校が主体となってやるべき内容がほとんどあります。それで、学校が現在主体となって行っている問題行動等対応委員会、対策委員会ですか。そういったものは以前から設置してあります。その中でいじめ問題等についても協議しています。その学校ごとの民生委員さんとか、それからもちろん町長部局健康福祉課とか、あるいは警察等々がそのメンバーに入っております、そういった定期的な会を学校で学期に1回程度開催しております。その中に当然、教育委員会からも青少年教育相談員がそのメンバーとして中に入って、いろいろ協議をしているところであります。

現段階で、教育委員会として地域と家庭連携云々についてどういうふうに持っていこうかというのは、今後の取り組みの一つの課題なのかなと。これから附属機関を立ち上げていきますが、その中で当然そういったことなども協議しなくてはいけないのかなと思っております。以上でございます。

町長（相澤清一） わかりました。

それでは、次に5ページの件についてお聞きしたいと思います。

美里町いじめ問題対策連絡協議会。この会については、町長部局から子ども家庭課と健康福祉課について、その構成員として挙げられておりますけれども、これは専門職が協議会の構成員となる考えでいいのでしょうか。例えばその職種なり、そのような役割を担うことになるのかどうか。その辺も1点お聞かせいただきたいと思っております。形として、どのような形で動くのか。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） 仮称なんですけれども、美里町いじめ問題対策連絡協議会。これはきょうのこの方針が確定されれば、次の作業として附属機関ですね。これは町長さんのほうで立ち上げていただくことになると思うのですが、教育委員会としては、30人ぐらいはこの協議会のメンバーとして必要かとは今想定しております。最終的には町長のほうでお決めいただくわけですが、子ども家庭課と健康福祉課については、大きな会でありますので課長さんが参加すべきなのかなというふうに考えております。職員としての取り組みというよりは、担当課とし

ての課としての参加になろうかと思えます。

なお、美里町いじめ防止対策委員会のほうには、各小中学校の代表者とか教育委員会の職員から構成しようと考えております。幼稚園等も含めまして。ですから、この子ども家庭課、健康福祉課というのは大きな捉えということで、課長さんをお願いすることになるのではないかなと思えます。

町長（相澤清一） なるほどね。では、この委員会の開催頻度というか、年に何回ぐらいを想定しているのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

教育長（佐々木賢治） 学校との連携等もちろん結びつきも当然出てくると思いますので、2回、多くて3回ですかね。1学期に1回、2学期と3学期を合わせて1回程度と。3学期は結構いろんな会議が。

町長（相澤清一） 2回ね。

教育長（佐々木賢治） ええ。2ないし3という考え方で話しさせていただきたいと思えます。

町長（相澤清一） わかりました。その都度、その都度、必要があればということでございますのでね。

教育長（佐々木賢治） そうですね。

町長（相澤清一） わかりました。その辺で。

では、6ページに移っていただきたいと思っております。

7番、8番目の啓発活動なり相談窓口。非常にこの辺が一番、何と申しますか、浸透させるのがいじめ防止の根本的なものだと思っておりますけれども、このような形で進める、やはりこれだけではなくさまざまなやり方があると思えます。

7番目と8番目だけで十分なのかどうか。また、これからさまざまな形でいろいろ工夫しながら入っていくのかどうか。その辺、もし今現時点で考えていることがありましたら、今現時点でこのような形で進めていくのであれば、そういうようなことをお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） まさに町長さんが言われるとおりでございます。いわゆる啓発活動や相談窓口の周知の徹底だと思えますが、そのためにはホームページとかいろいろあるのですけれども、私たちはいろんなことを町民の方々にお知らせするときにホームページ等でお知らせしていますが、言われるとおり確かに周知はできておりません。いろんな会議を開くにしても、

なかなか来ていただく人数も本当に少のうございまして、このいじめ問題等につきましても、これは教育委員会でも協議しなくてはいけないこととは思いますが、例えば広報みさとなどで可能な限り印刷物でお知らせしたり、そういった周知の方法をとらなくてはいけないのかなと思っております。

いつでもどこでも誰でもが相談できるような体制でのお知らせを、学校は学校として当然やっていると思いますが、教育委員会でも学校と連絡しながら、そういった体制づくりが必要かなと思っております。

町長（相澤清一） それでは、15ページに移らせていただきます。

調査の結果に対する再調査について、私が附属機関を設けて調査を進めるとありますけれども、この場合は教育委員会で調査を行っていただくことになるかと思っておりますけれども、美里町いじめ防止対策委員会の委員から、全員ではなくても一部この機関に委員を連ねる教育委員さんの中から委員を連ねることは可能かどうか。また、専門的な知識または経験を有する第三者等を委員として選ぶ場合は、圏域で考えるとそのような識者はなかなかそう多くないでしょうから人選が困難ではないのかなというような思いもしております。

このように、そういうふうな事例があった自治体なんかはどのように人選されたか、その辺調べていただきましたでしょうか。その辺だけお聞きしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡） 教育長、お願いします。

教育長（佐々木賢治） この附属機関の独立性という視点からは、教育委員会の委員は、もちろんこれは中には入れないと思います。今、町長さんが言われたように、再調査ですね。1回調査をして、さらにもっと詳しく調査をしていただきたいということになりますので、町長さんが言われたように、この附属機関のメンバーは専門的な知識または経験を有するいわゆる第三者などでの組織、いわゆる構成メンバーになろうかと思います。例えば、いわゆる児童相談所、法務局、警察、県教委ですね。あるいは国の機関に依頼するようになるのかなと。学校教育の経験では、現職よりも教員OBですね。美里にもたくさんおられます。そういった方々の活用、あるいは町民、保護者の代表者、学校評議委員の方々も結構ベテランの方もおいでです。そういった方などでこの附属機関を、再調査委員会をそういったメンバーで協議してもらうのかなというふうに思っております。

なお、ほかのまちの事例ということなのですが、次長にちょっと調べていただきましたところ、仙台市の事例を見つけました。それ以外はちょっとみつからなかったもので、仙台市においては、弁護士、それから精神科医、学識経験者、あるいは心理関係、福祉関係の専門家などの

第三者などで構成されたようであります。

町長（相澤清一） そこには警察なんかは入っていないのですか。

教育長（佐々木賢治） 警察も入っていますね。仙台のほうには、ちょっとそこまでは。警察については、確認はとれていません。

町長（相澤清一） 今後、そういうふうな問題が出てから、再調査なりそういうようないじめ防止対策委員会なりを設置するのですけれども、そういうのを早目、早目にやっぱりつくっておかないと、事が起きてからつくったのではなかなか間に合わないから、そういう面でいつの段階でそういうふうなことを条例化してやったらすぐに入るのか。今現在、いろいろと調査をしているのかどうか。その辺も含めてお聞きしたいと思います。

教育長（佐々木賢治） 今の調査等につきましては、いわゆる重大事態の対処ということでこの方針にはのせてあります。重大事態が発生しないのが一番望ましいのですけれども、その判断が大変難しいところなんです。その前に、いわゆるいじめ問題対策連絡協議会、あるいはいじめ防止対策委員会等々で済めばいいのですが、重大事態が発生した場合、いわゆる調査、あるいは再調査になってくるのですが、現段階でいつの時点でそれをつくったらいいのかということは、その前に条例化しなくてはいけない部分がございます。その後になろうかと思えます。その辺はあと、町長さんのほうから教育委員会でこのことについて協議してくれとかお話しただければ、こちらで勝手に動くわけにはいきませんので、一応事務的にはそういった流れになっているようでありますので、確かに町長さんが言われたとおり事が起きてからでは遅いと思えますので。

町長（相澤清一） 準備はしておいたほうが良いと思えますけれども、その辺よろしく願います。

それでは、最後にもう1点だけお聞きします。9ページ、さっき見ながら忘れてしまったのですけれども、いじめに対する措置の中で、力の「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携をして対処する」となっておりますけれども、いじめが犯罪行為として取り扱われる、この辺の線引きは非常に難しいとは思いますが、どの辺までだったら警察にそういった連携をとって進めていくのか。その辺が非常に今後大きな問題になるから、その辺の大体大まかなというか、ある程度の線引きは私はしたほうが良いのかなと思っておりますけれども、そのときなかなかそういう判断がつかないと困りますので、そういうようなことも考えながら対処していく方向でいたほうが良いのかなと思えますので。犯罪行為というのは非常に難しいとは思いますが、どういうふうなことを想

定しているのか。どこまでのことを。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） この部分の記述についてですけれども、警察との連携が必要と学校で判断した場合なんですね。警察との連携が必要だと学校で判断した場合、速やかに警察に相談するという体制なのですが、内容について、これは想定なのですけれども、例えば金銭にかかわる恐喝とか。例えば、いじめの中でいろいろあります。それから、本当に身体的な暴力。明らかにこれは法的に違反している行為であるとか、冷やかしかからかいとかいろいろそれらも全部いじめなんですけれども、お金を持ってこい、恐喝ですね。それから、何か条件、要件を満たさなければ暴力をふるうとか。最近といいますか、テレビ、マスコミ等でよく報道されておりますが、これは明らかに教育の現場で手が出せないと、これは限界外だと。いろんな協議会でその辺を話し合いはもちろんすると思うんですけれども、警察にこれは即相談ということになろうかと思えます。

現在の時点で、これとこれはすぐに警察に連絡とか、あるいは犯罪行為と。軽犯罪とか触法行為とかいろいろ警察のほうではあるようですが、学校としてそこまで規定はしてはいません。

町長（相澤清一） わかりました。この基本方針（案）については、大体理解をしました。

これとちょっと離れて全体的なことをお聞きしますけれども、今本町でいじめというふうな事例があるのかどうか、その辺。

それと、もう1点。学校の先生と常にコンタクトをとって教育委員会はいろいろと情報交換をしているのかどうか。その辺だけお聞かせいただきたいと思えます。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

教育長（佐々木賢治） 7月の時点でいじめについてですが、これは調査、例えば自分がいじめを受けている、あるいはいじめていると思われる行為を見た。これは毎月学校で調べていただいております。それで教育委員会に報告してもらっていますが、小学校で14件を一応捉えております。14件発生。中学校では1件です。その都度、ほとんど解消済みで、継続的なのがたしか、今そこまでの資料がないのですが、根の深いものとかそういったものはないようであります。早期発見、情報を早く入手して事実関係を確認し、そして保護者に連絡し、教育委員会が出向いてどうのこうのと、そこまでは至っておりません。学校内で対応できている現況であります。

町長（相澤清一） 先生に連絡、情報交換。

教育長（佐々木賢治） 生徒指導担当者会議とか、それから定例校長会、月に1回定例会がご

ざいます。それから、教頭会が2カ月に1回。そういった会を通して情報交換をしております。

あと、学期に1回開かれている生徒指導等、問題、連絡協議会に教育委員会で参加して、現場の生の声を聞いてきて、場合によっては臨時に適宜教育委員会を開催して対応しなくてはいけない部分是对応していくと。そういった考え方でございます。臨時にこのことについて教育委員会を開催したことはございません。

町長（相澤清一） やっぱり常にそういうふうな危機意識を持って先生方にもやっぱり学校に携わっていただかないと、何かの機会に必ず、例えばいじめについてはどうなんだということは事あるごとにやはりこっちから発信して、先生方に常に危機意識を持っていただくということを、この辺、ぜひそういうことは常々先生方に言いながら、そうやって危機意識を持っていただければそれがやはり学校の先生の子供等の見方も大分違ってくると思いますので、そういう面では常に教育委員会から発信していただきたいと思います。

こういう面では、万が一本当に大きなことが起きたら大変なことになりますので、その辺だけは教育委員会の皆様に御尽力いただきたいと思います。

私のほうからは大体以上でございます。よろしく。きょうはありがとうございました。

総務課長（伊勢 聡） それでは、ほかに美里町いじめ防止基本方針（案）について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

教育委員長（後藤眞琴） その点に関して、教育次長から説明させていただきます。

総務課長（伊勢 聡） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、発言の機会をいただきましたので、説明をさせていただきます。

去る7月27日に開催しました教育委員会7月定例会におきまして、今後のいじめ防止等の対策のためにさまざまな連絡協議会、いじめ防止委員会等の設定が必要と考え、今後これを条例として提案する場合の案につきまして、教育委員会の中で審議をしたものでございます。あくまでも教育委員会の中での案でございますが、教育長さんのほうに配らせていただきまして、町長さんのほうで御検討いただき、もしよろしければ条例化に向けた具体的な取り組みを、あるいはこの総合教育会議の場でのさらなる協議の詰めをお願いしたいと思います。

町長（相澤清一） これは今、全部の本県の自治体でみんなつくったのですか。ほとんど。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 大体……、多くはつくっています。つくっていないところもあるにはあるんですが、多くはつくっています。

ただ、義務項目はどれも無いんです。全部努力項目、できる規定で、今回の基本方針もそう

なのですが、これはほかのまちを参酌しながら、あるいは国の基本方針を参酌しながら教育委員会として策定をしてみました。

これは、今町長さんのほうに御説明、あるいは御質疑いただきましていじめ防止基本方針の中にうたっている3つの組織を条例化する場合の条例案でございます。

町長（相澤清一） これは9月会議に出すんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 9月会議。いや、時期は町長さんの判断ということで。

町長（相澤清一） こちらは詰めなければわからないので。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） では、詰めていただきまして、お願いしたいと思いません。

町長（相澤清一） 早く出してもいいんでないの。早く出しても。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 早いほうはいいんですが……。町長さん、これは早ければ早いほど対策としてはいいのですが、まだ文言等の詰めが、大変申しわけございません。ちょっと時間を要しますので、9月定例会の次の会議でお願いしたいと思えます。

町長（相澤清一） では、その辺は総務課と話し合っていたきたいと思えます。では、見せてもらいます。

総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。

ないようでございますので、本日の協議事項についてはこれで調整を終了させていただきます。

日程第4 その他

総務課長（伊勢 聡） 次第の4番でございます。その他でございます。その他、全体を通して何か御意見や御質問等はございますでしょうか。教育長。

教育長（佐々木賢治） きょうは美里町いじめ防止基本方針（案）について協議していただいたわけでありましたが、前段に申し上げましたように、27年度に御説明をし、そして細部にわたってきょう町長さんのほうからいろいろ質問をいただいて、答弁を検討させていただきました。

それで、この（案）の括弧の部分を取っていただかないとこれは使えませんので、事務的にその辺どういうふうになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。一旦休憩してもらって。

総務課長（伊勢 聡） 休憩。

午後2時40分 休憩

午後2時51分 再開

総務課長（伊勢 聡） それでは、再開いたします。

先ほどの教育長の質問に対して、事務局の伊藤係長からお答え申し上げます。

総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） それでは、私のほうから回答させていただきます。
あくまでも一般的な事務の流れの観点ということで御説明させていただきたいと思います。

例えば、事務手続上、今教育長さんのほうから言われた部分で考えられるのは、例えば基本方針です。一旦、例えば議会のほう、例えば全員協議会などで内容について御説明、議会のほうにも説明責任があるものだと思いますので説明いただき、そこで何か指摘事項があって大きな修正等を要する場合には、その内容を修正した上で、また再度こちらの総合教育会議のほうで内容確認をするということが考えられます。

そして、その後、修正がなければそのまま次のステップでもいいのですが、修正があれば総合教育会議で確認をした後に、最終的に起案、このような経緯で最終的にこのような方針としてよろしいかという形の起案を行った上で決裁をして、初めて方針の「案」が外れるのかなと思います。以上でございます。

総務課長（伊勢 聡） 以上の回答でよろしいでしょうか、教育長。

教育長（佐々木賢治） はい、わかりました。

総務課長（伊勢 聡） それでは、そのほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）
ないようでございますので、これで次第の4番まで終了させていただきます。

日程第5 閉会

総務課長（伊勢 聡） ここで、1点お知らせを申し上げます。次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員の皆様へは事前に教育委員会事務局を通じて調整をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして平成28年度第2回美里町総合教育会議の一切を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午後2時55分 閉会

上記、会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年 月 日
